

第2章 消防同意事務処理手引き

第1節 主 旨

この手引きは、法第7条の規定に基づき、特定行政庁若しくは建築主事（以下この章において「主事等」という。）又は指定確認検査機関（以下この章において「指定機関」という。）に対する消防同意を円滑に行うために必要な事務処理について定めるものとする。

第2節 同意事務処理手順

主事等又は指定機関から送付される許可申請書、確認申請書又は計画変更確認申請書及び予防規程第7条に規定する通知（以下この章において「確認申請書等」という。）は、次により取り扱うものとする。（別表1～5参照）

第1 確認申請書等の受領等

確認申請書等の受領等は、次により行うものとする。

1 受領場所等

- (1) 確認申請書等の受領場所は次のとおりとする。
 - ア 消防局予防部査察規制課設備係（以下「設備係」という。）
〒064-8586 札幌市中央区南4条西10丁目 札幌市消防局3階
予防部査察規制課設備係 TEL011-215-2050 Fax011-281-8119
 - イ 消防局予防部査察規制課確認同意担当（以下「確認同意担当」という。）
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所2階都市局建築指導部内
消防局予防部査察規制課確認同意担当 TEL011-211-2243 Fax011-211-2823
- (2) 確認申請書等の受領は、次の申請区分に応じ、各受領場所において行うものとする。

ア 紙媒体による申請（以下「紙申請」という。）

(ア) 主事等から送付されるもの : 確認同意担当

(イ) 指定機関から送付されるもの : 設備係又は確認同意担当

イ 原本証明による申請^{※1} : 設備係又は確認同意担当

ウ 電子申請^{※2} : 設備係又は確認同意担当

※1 指定機関に建築主から電子申請された確認申請書等に取り違い防止のための識別番号を記載して紙に出力したもの1部を、指定機関の責において電子申請された電磁的記録の内容と相違ない旨の証明とともに送付する申請をいう。

※2 一般財団法人日本建築行政情報センターが管理運営する「電子申請受付システム」（以下「電子システム」という。）による電子申請をいう。

2 受領時間

確認申請書等を受領する時間は、土曜日、日曜日、休日及び年末年始の執務を要しない日を除く8時45分から17時15分までとする。

3 受領方法

確認申請書等の受領方法は、1(2)の申請区分に応じ、次によるものとする。

- (1) 主事等による紙申請の場合
都市局建築指導部内において、確認同意担当が直接受領するものとする。
- (2) 指定機関による紙申請及び原本証明による申請の場合
設備係又は確認同意担当が、当該指定機関による持ち回り又は図書の紛失等のおそれがない郵送等により受領するものとする。
- (3) 電子申請の場合
設備係又は確認同意担当が電子システムにより受領するものとする。
- (4) 前(2)及び(3)の送付や電子システム利用時に係る費用等は、当該指定機関が負担するものとする。

4 図書の確認

図書の確認は、1(2)の申請区分に応じ、次によるものとする。

(1) 紙申請

ア 送付される図書は、当該確認申請書等の正本及び副本とする。なお、予防規程第7条に規定される通知については、当該通知書によるものとする。

イ 指定機関から送付される確認申請書等については、送付書(様式1)及び建基省令第1条の3の規定による確認申請図書に不足がないかどうかを確認するものとする。

(2) 原本証明による申請

ア 送付される図書は、当該確認申請書等に取違え防止のための識別番号を記載して紙に出力したものの1部とし、指定機関の責において電子申請された図書の内容と相違ない旨の証明とともに送付すること。

イ (1)イにより確認するものとする。

(3) 電子申請

指定機関の名称及び代表者の氏名、同意を依頼する旨、指定確認検査機関の担当者の氏名及び連絡先等が記載された文書並びに建基省令第1条の3の規定による確認申請図書に不足がないかどうかを確認するものとする。

(4) 前(1)～(3)において不足がある場合の取り扱い

当該図書に不足があると認める場合は、電話等(電話や電子メールをいう。以下同じ)の手段によりその旨を通知し、図書の追加を求めるものとする。この場合、図書が追加されるまでの間は、同意期間から除くこととし、その旨を併せて通知するものとする。

5 確認申請書等の搬送等

設備係又は確認同意担当が受領した確認申請書等は、1(2)の申請区分に応じ、次によるものとする。

1 紙申請及び原本証明による申請

(1) 受領した確認申請書等は、第2.1の受付区分により分類を行い、それぞれの受付を行う場所に搬送するものとする。

(2) 前(1)の確認申請書等の搬送は、庁内回報により行うものとする。

2 電子申請

第2.1の受付区分に応じ、設備係又は確認同意担当が、電子システムにより受領するものとする。

第2 確認申請書等の受付

確認申請書等の受付は、第1.1(2)の申請区分によらず、次の区分によるものとする。

1 受付区分

(1) 設備係において受け付ける確認申請書等

ア 建基法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物のうち、延べ面積1,000㎡以上のものに係る確認申請書等

イ 建基法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物のうち、法第10条に規定する危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所に係る確認申請書等

ウ 建基法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物のうち、高圧ガス保安法第5条、第16条及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第36条、第37条の4の許可を要するものに係る確認申請書等

エ 建基法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物のうち、火薬類取締法第3条、第10条、第12条の許可を要するものに係る確認申請書等

(2) 確認同意担当において受け付ける確認申請書等

前(1)に掲げる建築物以外の建築物に係る確認申請書等

2 受付方法

前1の確認申請書等は、消防情報管理システムにより受け付けるものとする。

第3 確認申請書等の審査

主事等又は指定機関から送付された確認申請書等は、次により審査を行うものとする。

1 審査区分

確認申請書等の審査は、第2.1の受付区分により受け付けた場所において行うものとする。

2 審査方法

確認申請書等の審査は、第1章第5節「審査上の留意事項」及び第6節「審査方法」により行うものとする。

3 是正指導

(1) 前2の審査方法により、防火に関する規定に適合しないもので比較的軽微なものであり、かつ、主事等及び指定機関が補正を可能とする範囲内の軽微な不備や不明確な点の是正を行うことにより当該規定に適合することとなる場合は、当該確認申請書等の書面の是正を行うことができるものとする。この場合、主事等及び指定機関に対して消防同意審査内容（様式2）により不備事項等を通知した日から、当該確認申請書の書面が是正される日までの間は、同意期間から除くものとする。

(2) 前(1)の是正は、確認申請書等の申請者の合意に基づき、当該申請者が行うものとする。

(3) 是正方法は第1.1(2)の申請区分により以下のとおりとする。

ア 紙申請

朱書きによる補正又は追加説明書により行うものとする。

イ 原本証明による申請

不備事項等が是正された図書で原本証明されたものへの差し替えにより行うものとする。

ウ 電子申請

不備事項が是正された図書への差し替えにより行うものとする。

(4) 留意事項

当該是正について時間を要し、第1章第5節第1.12に定める期間内に処理できない場合は、その旨を主事等又は指定機関に電話等により連絡するものとする。

第4 審査結果の保存

第3により審査した結果については、第5.1.(1)に定める様式により保存するものとする。

第5 確認申請書等の審査に基づく処理等

確認申請書等の審査に基づく処理等については、次により行うものとする。

1 同意書の作成等

(1) 第3の審査を行った確認申請書等は、予防規程第6条（第7条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、「札幌市火災予防事務処理要綱」（平成9年3月14日。以下この章において「要綱」という。）第23条各号の区分に応じて次により建築許可等同意書を作成し処理するものとする。

ア 要綱第23条第1号に係るもの 要綱様式28

イ 同条第2号及び第4号（危険物製造所等（※1）及び指定対象物（※2）に限る。）に係るもの 要綱様式28の2

ウ 同条第2号及び第4号（前イ以外のもの）並びに同条第3号及び第5号に係るもの 要綱様式29

※1 法第14条の2に規定する予防規程を定める必要のある製造所、貯蔵所又は取扱所をいう。

※2 政令別表第1に掲げる防火対象物のうち、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置を必要とするものをいう。

(2) 前(1)の処理に係る決裁は、「札幌市消防事務専決規程」（昭和28年2月10日（消）訓令第1号）第2条に基づき行うものとする。

2 同意又は了承する場合の処理

確認申請書等が防火に関する規定に違反しないものとして同意（了承を含む。以下同じ）する場合は、第1.1(2)の区分に応じて、次のとおりとする。

(1) 紙申請及び原本証明による申請

ア 次のいずれかの方法により通知する。

(ア) 確認申請書等の消防関係同意欄（予防規程第7条の通知は、当該通知書第1面の決裁欄）に、要綱別表5に規定する証印を表示し通知する方法。

(イ) 前(ア)以外の方法により指定機関に対し通知する場合は、建築確認等同意通知書（様式3）に必要事項を記載し交付する方法。

イ 前アの規定により同意した場合は、消防法関係法令適用通知書（様式4、4-2）に必要事項を記載し、添付するものとする。

(2) 電子申請

ア 建築確認等同意通知書（様式3）に必要事項を記載し通知する。

イ 前アの規定により同意した場合は、消防法関係法令適用通知書（様式4、4-2）に必要事項を記載し、添付するものとする。

(3) 共通事項

前(1)~(2)の規定により同意した場合は、消防情報管理システムによりその旨を入力するものとする。

3 不同意又は了承の場合の処理

確認申請書等が防火に関する規定に違反するとして同意できない場合は、第1.1(2)の申請区分に応じて、次のとおりとする

(1) 紙申請及び原本証明による申請

確認申請書等が防火に関する規定に違反するとして同意できない場合は、建基省令別記様式の該当欄又は確認申請書等の該当欄に準ずる欄（予防規程第7条の通知は、当該通知書第1面の余白）に、要綱別表5に規定する証印を表示するとともに、主事等に対しては要綱様式30（予防規程第7条の通知は、要綱様式31）により、指定機関に対しては要綱様式30の2により通知するものとする。

(2) 電子申請

要綱様式30の2により通知するものとする。

(3) 共通事項

前(1)~(2)の規定により不同意又は了承とした場合は、消防情報管理システムにより、その旨を入力するものとする。

4 指定機関に対する同意・不同意の通知

指定機関に対する同意・不同意の通知は、同意期間の終了日までに2又は前3に定める方法により、第1.1.(1)ア及びイに定める場所において、直接指定機関に対して行うものとする。

ただし、直接通知することができない場合又は指定機関の要請を受けた場合は、同意期間の終了日までに、2又は前3に定める文書を郵送等の方法又は電子システムにより発送し通知するものとする。この場合、電話等の手段により、文書を発送する旨予め指定機関に連絡するものとする。

なお、郵送等に係る費用については、当該指定機関が負担するものとする。

5 基準の特例適用の取扱い

2の通知を行う場合に、当該通知に係る建築物の計画について政令第32条又は条例第55条の規定に基づく基準の特例認定を行っている場合は、必要に応じて、要綱第38条第2項に規定する特例認定申請書（写）を添付又は電子システムに格納するものとする。なお、同項ただし書の規定に基づく処理を行った場合は、2.(1)及び(2)の消防法関係法令適用通知書に、

特例認定内容を記載するものとする。

第6 確認申請書等の返送及び返却

消防同意に係る処理を終了した確認申請書等の返送及び返却は、電子申請の場合を除き、次により取り扱うものとする。

1 確認申請書等の返送

- (1) 消防同意に係る処理を終了した確認申請書等は、処理した場所から第1.1に定める場所へ返送するものとする。
- (2) 前(1)の返送は、第1.5の逆送により行うものとする。

2 確認申請書等の返却

- (1) 主事等から送付された確認申請書等は、都市局建築指導部内において確認同意担当が直接主事等に返却するものとする。
- (2) 指定機関から送付された確認申請書等は、書類の内容等について第1.4.(1)イの送付書により照合を行い、返却書(様式1)に返却する年月日を記載し、原則として、第1.1.(1)の場所において直接指定機関に返却するものとする。ただし、指定機関が送付書において郵送、宅配便等による返却を希望する場合は、当該返却方法によることができる。
- (3) 前(2)の返却に係る費用は、当該指定機関が負担するものとする。

第7 消防同意の時期

確認申請書等は、原則として、主事等又は指定機関において意匠、構造、設備等に係る審査を行い、終了後、第1.1(2)の申請区分に応じ送付されるものとする。

第8 記録及び保存

- 1 主事等及び指定機関に対する同意事務処理の記録及び保存は、第2.2の受付方法、第5.2.(1)の同意又は了承する場合の処理及び第5.3の不同意又は不了承の場合の処理により、消防情報管理システムに入力することをもって行うものとする。
- 2 同意事務処理については、前1の入力による他、確認申請受付一覧(様式5)により保存するものとする。

第3節 確認通知事務処理手順

建基法第93条第4項の規定による通知（以下この章において、「確認通知」という。）は、第2節第1.1(2)の申請区分に応じ、次により処理を行うものとする。

第1 確認通知の受領等

1 受領場所

確認同意担当

2 受領時間

第2節第1.2に定める時間とする。

3 受領方法

- (1) 建築主事又は指定機関から通知される確認通知は、都市局建築指導部内において、確認同意担当が直接受領するものとする。
- (2) 指定機関から通知される確認通知の受領は持ち回り、電子システム又は図書の紛失等のおそれがない郵送等によるものとする。
- (3) 前(2)の通知に係る費用は、当該指定機関が負担するものとする。

第2 通知様式

確認通知の通知様式は、住宅については建基省令別記第3号様式による建築計画概要書、建築設備については建基省令別記第8号様式第2面によるものとする。

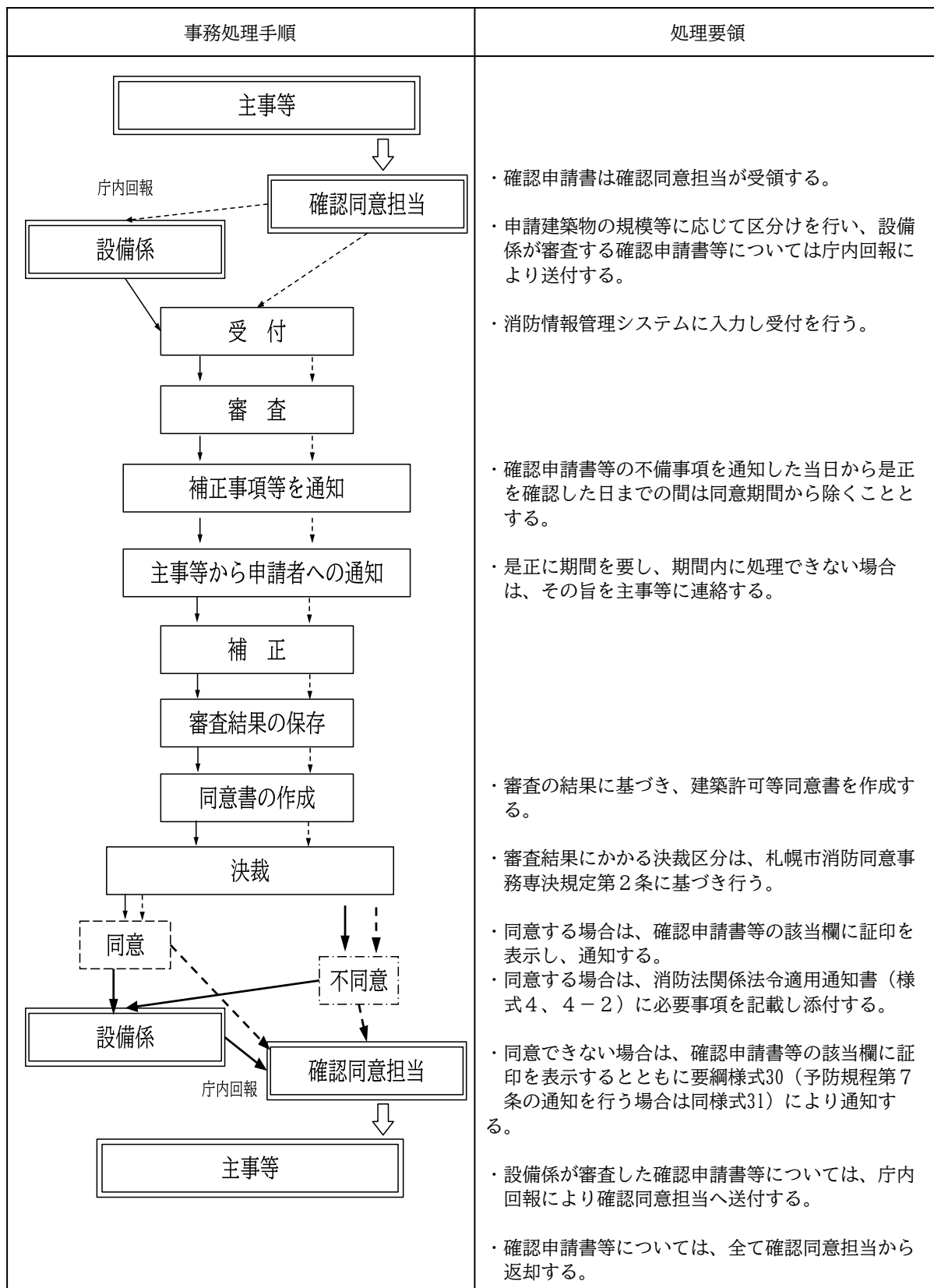
別表1

確認通知事務フローチャート

事務処理手順	処理要領
<pre> graph TD A[主事等・指定機関] -- "直接持参 郵送等" --> B[確認同意担当] A -- "電子申請" --> B B --> C[事務処理] C -- "庁内回報" --> D[設備係へ送付] D -- "庁内回報" --> E[各署へ送付・共有] C --> E </pre>	<ul style="list-style-type: none"> ・確認通知は、確認同意担当が受領する。 ・確認通知の受領は、指定機関による直接持参、郵送又は電子申請とする。 ・次に掲げる図書であることを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 住宅 →建基省令別記第3号様式 ② 建築設備 →建基省令別記第8号様式第2面 ・図書に不備がある場合は指定機関へ連絡し補正を求める。 ・事務処理を行う。 ・直接持参又は郵送により受領した図書は、庁内回報により設備係へ送付する。 ・各署へ送付する。

主事等との同意事務フローチャート

- ▶ : 設備係における事務の流れを示す。
- -▶ : 確認同意担当の事務の流れを示す。



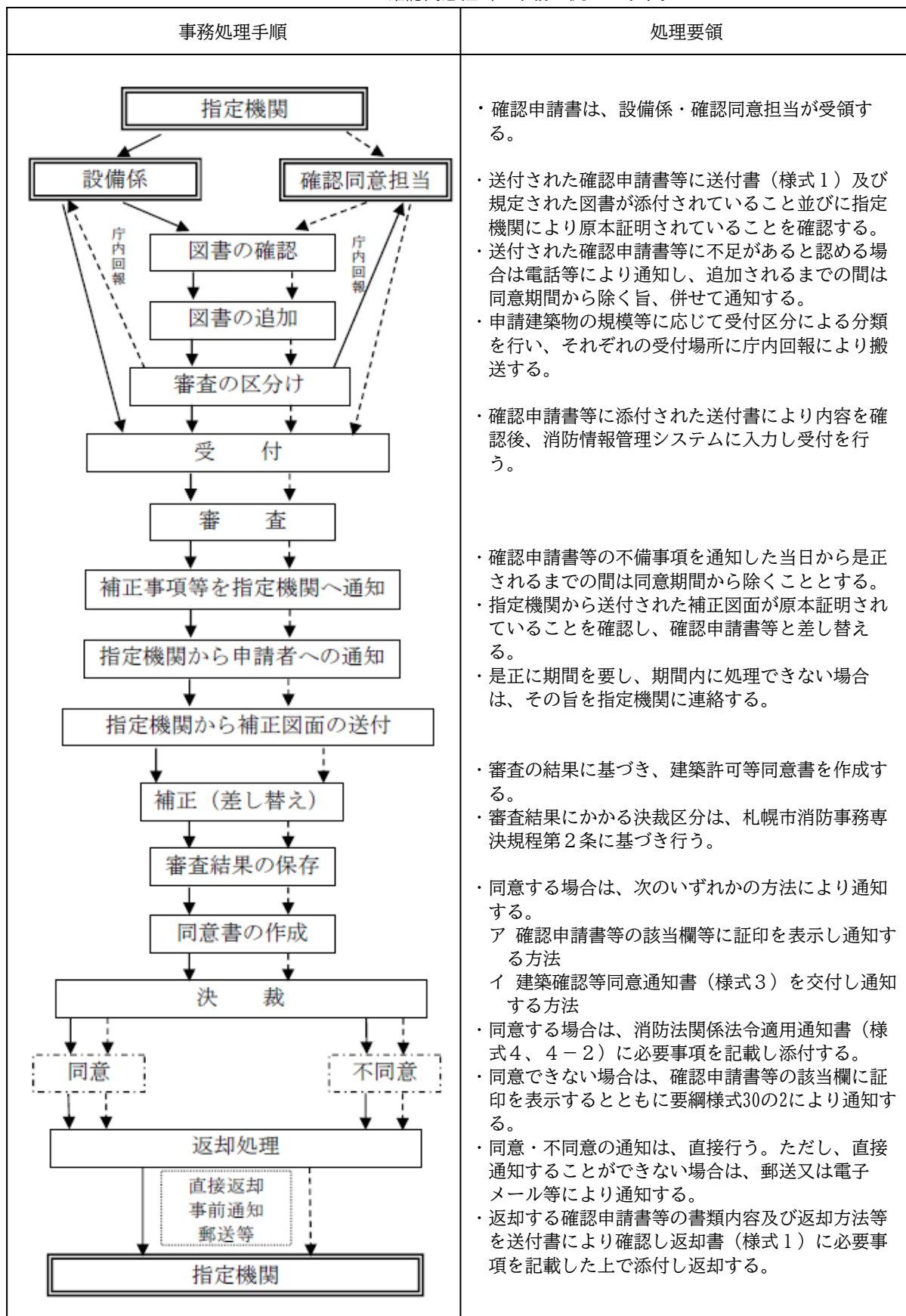
指定機関との同意事務フローチャート（紙申請）

→ : 設備係における事務の流れ
 - - -> : 確認同意担当における事務の流れ

事務処理手順	処理要領
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認申請書は、設備係・確認同意担当が受領する。 ・ 送付された確認申請書等に送付書（様式1）及び規定された図書が添付されていることを確認する。 ・ 送付された確認申請書等に不足があると認める場合は電話等により通知し、追加されるまでの間は同意期間から除く旨、併せて通知する。 ・ 申請建築物の規模等に応じて受付区分による分類を行い、それぞれの受付場所に庁内回報により搬送する。 ・ 確認申請書等に添付された送付書により内容を確認後、消防情報管理システムに入力し受付を行う。 ・ 確認申請書等の不備事項を通知した当日から是正を確認した日までの間は同意期間から除くこととする。 ・ 是正に時間を要し、期間内に処理できない場合は、その旨を指定機関に連絡する。 ・ 審査の結果に基づき、建築許可等同意書を作成する。 ・ 審査結果にかかる決裁区分は、札幌市消防事務専決規程第2条に基づき行う。 ・ 同意する場合は、次のいずれかの方法により通知する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 確認申請書等の該当欄等に証印を表示し通知する方法 イ 建築確認等同意通知書（様式3）を交付し通知する方法 ・ 同意する場合は、消防法関係法令適用通知書（様式4、4-2）に必要事項を記載し添付する。 ・ 同意できない場合は、確認申請書等の該当欄に証印を表示するとともに要綱様式30の2により通知する。 ・ 同意・不同意の通知は、直接行う。ただし、直接通知することができない場合は、郵送等により発送し通知する。 ・ 返却する確認申請書等の書類内容及び返却方法を送付書により確認し返却書（様式1）に必要事項を記載した上で添付し返却する。

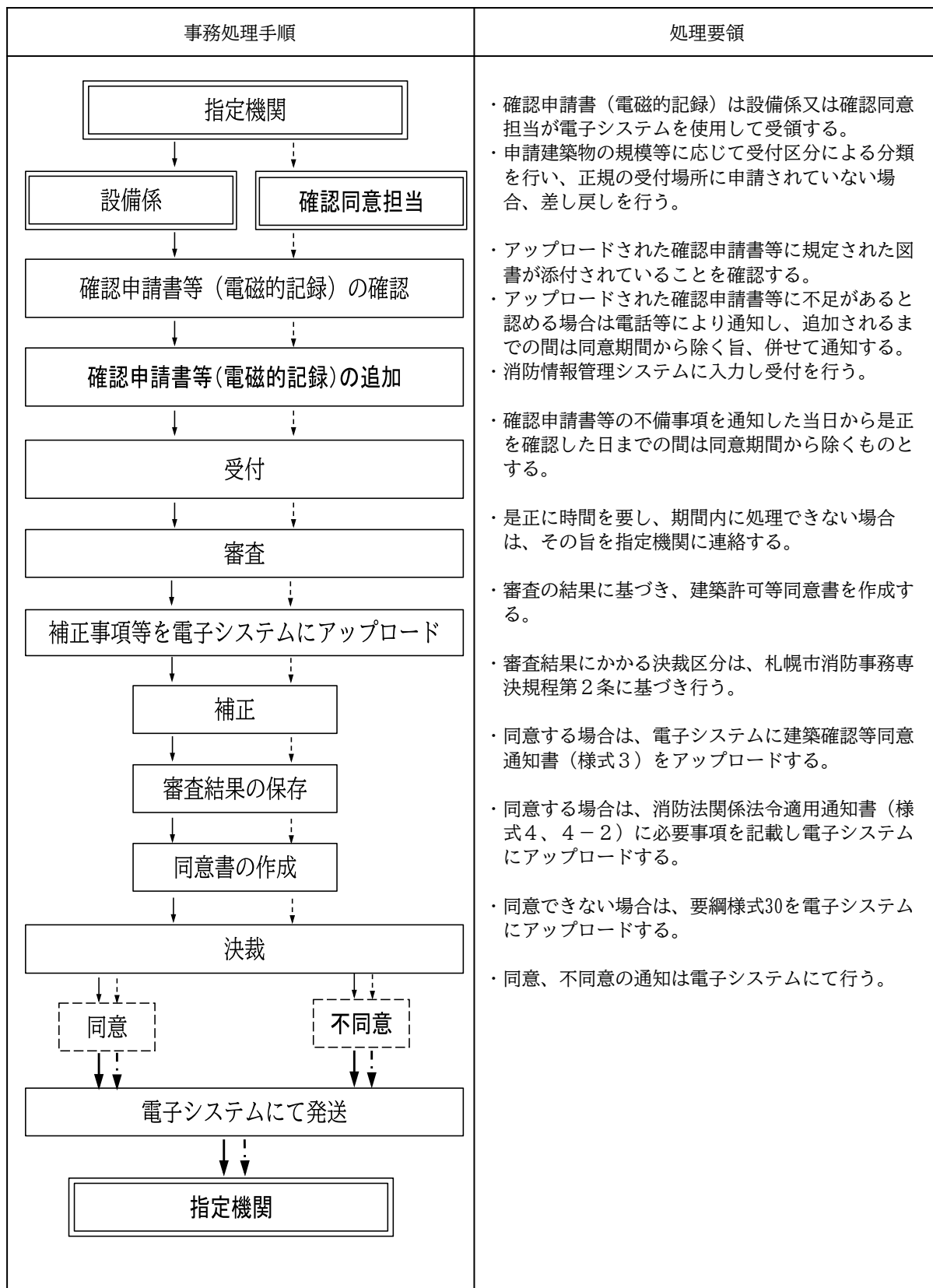
指定機関との同意事務フローチャート（原本証明による申請）

—▶ : 設備係における事務の流れを示す。
 - -▶ : 確認同意担当の事務の流れを示す。



指定機関との同意事務フローチャート（電子申請）

→ : 設備係における事務の流れを示す。
 - - -> : 確認同意担当の事務の流れを示す。



送 付 書		(元号) 年 月 日
(あて先) 札幌市消防局長		指定確認検査機関名称 代表者氏名
<p>次の建築物に係る 申請書について、下記の関係図書を添付して送付しますので、 消防法第7条に基づく審査を願います。</p>		
<p>1 申請番号</p> <p>2 建物所在地 区</p> <p>3 建物名称</p> <p>4 申請者(建築主)氏名</p> <p>5 関係図書</p> <p>(1) 建築基準法施行規則別記様式第 号 (2) 意匠図 (3) 衛生設備図</p> <p>(4) 電気設備図 (5) その他 ()</p> <p>6 申請者(建築主)からの申請方法 <input type="checkbox"/> 電子申請 <input type="checkbox"/> 電子申請以外</p> <p><small>※ 別添の確認申請書、図面・書類は、申請された電子文書の謄本であり、電子文書の記録内容と相違はありません。 (電子申請に限る)</small></p> <p>7 返却方法</p> <p>8 担当 連絡先</p>		
きりとり		
返 却 書		(元号) 年 月 日
指定確認検査機関名称 代表者氏名 様		札幌市消防局長
<p>(元号) 年 月 日付けで送付のあった次の建築物の 申請書について、下記 のとおり返却します。</p>		
<p>1 申請番号</p> <p>2 建物所在地 区</p> <p>3 建物名称</p> <p>4 申請者(建築主)氏名</p> <p>5 関係図書</p> <p>(1) 建築基準法施行規則別記様式第 号 (2) 意匠図 (3) 衛生設備図</p> <p>(4) 電気設備図 (5) その他 ()</p> <p>6 担当 連絡先</p>		

消防同意審査内容

札幌市消防局予防部査察規制課設備係 担当

札幌市中央区南4条西10丁目 Tel.011-215-2050

送信日	年	月	日		E-mail :
申請番号	第	号	名 称		
建物所在地					
設計者					
<p>【訂正注意事項】</p> <p>●電子申請の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請の場合は、訂正図面のデータを担当者宛てにメールで送信してください。 ・訂正部分分かるように、赤字等で明示してください。 <p>※ 電子申請の場合でも、指定確認検査機関から当局へ申請書等が紙媒体で送付されることがあります。その場合は、以下「紙申請の場合」と同様の手順にて訂正してください。</p> <p>●紙申請の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訂正等で来局・来庁される際は、必ず事前に担当者あて電話連絡してください。 ・訂正に係る押印の有無は、審査機関に確認してください。 ・加筆により訂正する場合は、追記・削除する箇所を全て朱書きしてください。 ・図面を差し替える場合、以下①～③のとおり対応してください。 <ul style="list-style-type: none"> ①訂正前の図面は抜かずに×(バツ)を記載する。 ②訂正後の図面は、訂正前の図面の上に編さんする。 ③訂正後の図面の余白に、「追加日」と「追加」の文字を朱書きで記載する。(例：令和〇年〇月〇日 追加) 					
図面番号	審査内容			備考	
< 共通事項 >					
< 意匠 >					
< 電気 >					
< 設備 >					

※ 令-消防法施行令 規則-消防法施行規則 条例-札幌市火災予防条例

様式 3

札 消 第 号
(元号) 年 月 日

指定確認検査機関名称
代表者氏名 様

札幌市消防局長

建 築 確 認 等 同 意 通 知 書

(元号) 年 月 日付けて送付のあった下記の 申請書について、消防法
(昭和23年法律第186号) 第7条の規定に基づき、同意します。

記

- 1 建 築 場 所 区
- 2 名 称
- 3 申 請 者
- 4 用 途 消防法施行令別表第1 項 ()
- 5 規模・構造等 造 地上 階 地下 階
延べ m²

札幌市第 号(建)
令和 年 月 日

消防法関係法令適用通知書

札幌市消防局予防部査察規制課

◎ この建物の消防法令上の用途は、消防法施行令別表第1 ()項 となります。

◎ この建物には、消防法・札幌市火災予防条例に基づき印の消防用設備等が必要です。
 今回の増改築・用途変更等に伴い、変更を生じる消防用設備等は、印の設備です。

<input type="checkbox"/> 消火器	<input type="checkbox"/> 動力消防ポンプ設備	<input type="checkbox"/> 排煙設備
<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備	<input type="checkbox"/> 自動火災報知設備	<input type="checkbox"/> 連結散水設備
<input type="checkbox"/> スプリンクラー設備	<input type="checkbox"/> ガス漏れ火災警報設備	<input type="checkbox"/> 連結送水管
<input type="checkbox"/> 水噴霧消火設備	<input type="checkbox"/> 漏電火災警報器	<input type="checkbox"/> 非常コンセント設備
<input type="checkbox"/> 泡消火設備	<input type="checkbox"/> 消防機関へ通報する火災報知設備	<input type="checkbox"/> 無線通信補助設備
<input type="checkbox"/> 不活性ガス消火設備	<input type="checkbox"/> 非常警報設備	<input type="checkbox"/> その他
<input type="checkbox"/> ハロゲン化物消火設備	<input type="checkbox"/> 避難器具	〔
<input type="checkbox"/> 粉末消火設備	<input type="checkbox"/> 誘導灯	
<input type="checkbox"/> 屋外消火栓設備	<input type="checkbox"/> 消防用水	

◎ 上記設備のうち、下線付きのものは、工事着手の10日前までに工事整備対象設備等着工届出書を所轄消防署長に届出なければなりません。(平成10年3月30日付け、札幌指導第863号中「軽微な工事の取扱いなど、消防用設備に係る届出の簡素化について」に規定する工事を除く。)

◎ この建物は印の届出書にて所轄消防署長に届出を行い、検査又は調査を受けなければなりません。
 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書【工事完了後4日以内】
 防火対象物使用開始(内容変更)届出書【使用開始の4日前まで】

◎ この他、この建築物には印の届出書が必要です。

<input type="checkbox"/> 防火管理者選任届出書	<input type="checkbox"/> 給湯湯沸設備・温風暖房機設置届出書
<input type="checkbox"/> 防災管理者選任届出書	<input type="checkbox"/> サウナ設備設置届出書
<input type="checkbox"/> 消防計画作成届出書(防火管理)	<input type="checkbox"/> ヒートポンプ冷暖房機設置届出書
<input type="checkbox"/> 消防計画作成届出書(防災管理)	<input type="checkbox"/> 危険物製造所等設置許可申請書
<input type="checkbox"/> 少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱設置届出書	<input type="checkbox"/> 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱い開始届出書
<input type="checkbox"/> 炉・厨房設備・ボイラー設置届出書	<input type="checkbox"/> 液化石油ガス設備工事届出書
<input type="checkbox"/> 発電・変電・蓄電池・燃料電池発電設置届出書	<input type="checkbox"/> その他 ()

※ 各種届出書の様式は札幌市公式ホームページからダウンロードできます。
 ※ 一部の届出につきましては、電子申請も可能です。

ホームページはこちら

【ホームページアドレス】
<http://www.city.sapporo.jp/shobo/yoshiki/top.html>

【ホームページ内検索方法】
 札幌市公式ホームページ → 防災・防犯・消防 → 消防・火災予防 → 申請・届出



◎ この建物は印の点検結果について所轄消防署に報告しなければなりません。
 設置された消防用設備等については、定期的に点検を行い、その結果を(□1年又は□3年)に1回、所轄消防署長に報告してください。
 防火対象物定期点検報告の対象ですので、その結果を1年に1回、所轄消防署長に報告してください。
 防災管理点検報告制度の対象ですので、その結果を1年に1回、所轄消防署長に報告してください。

◎ この建物は、次の事項に留意してください。(印のもの)

- 小屋裏、天井裏等に設置された感知器を維持管理するため、適当な位置に点検口等を設けてください。
- バルコニーに設ける避難ハッチは、仕切板等及びハッチ相互間の距離を60cm以上離してください
- 住戸等の外壁に設ける開口部は、他の住戸等の開口部から、直上90cm、水平90cm以上離すこと。
- この防火対象物(□全体 □ 部分)に使用されるカーテン・じゅうたん等は防災処理が必要です。
- 火災予防条例の規定により、店舗等の部分は避難通路を有効に保有しなければなりません。
- 火災予防条例第59条の2の規定により、各階に避難経路図の掲示と携帯用電灯の設置が必要です。
- 新築の工事中における防火管理者の義務付け(次の印に該当します。)
 外壁及び床又は屋根で囲まれた部分が11階以上で、かつ、延べ面積の合計が1万㎡以上となったとき。
 ((元号) 年 月 日から予定)
- 外壁及び床又は屋根で囲まれた部分の延べ面積が5万㎡以上となったとき。
 ((元号) 年 月 日から予定)
- 地階の外壁及び床で囲まれた部分の床面積が5千㎡以上となったとき。
 ((元号) 年 月 日から予定)

(裏面へ)

第2章 総則

裏面

- 中高層建築物等防災指導（印は、平成18年1月4日付け、札消指導第685号の防火対象物に該当し 防災指導を実施しました。）
- 1 軒高31mを超える建築物
 - 2 百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗又は展示場で、3階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの。
 - 3 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等で5階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの。
 - 4 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、ホテル、旅館、キャバレー、カフェー、バー、ナイトクラブ、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店で、5階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡を超えるもの。
 - 5 上記2～4の用途が複合する建築物で5階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡を超えるもの。
 - 6 地下工作物内建築物で居室の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの。
 - 7 上記1～6に掲げる以外の4階以上又は軒高15m以上の建築物
 - 超高層建築物の出火防止に係る指導（令和6年3月18日付け、札消予第1410号で定める建築物（高さ60mを超える建築物）に該当し防災指導を実施しました。）
- その他

◎ この建築物は、同意後、建築基準法施行規則第3条の2に規定する変更を行った場合、消防用設備等の変更が生じる場合がありますので、所轄消防署の指導を受けてください。

◎ この建物は、次の印に該当していますが、計画の変更等により要件に適合しなくなった場合、設備の変更が生じますので注意してください。

- 総務省令第40号に基づく、二方向避難・開放型特定共同住宅等
- 総務省令第40号に基づく、二方向避難型特定共同住宅等
- 総務省令第40号に基づく、開放型特定共同住宅等
- 総務省令第40号に基づく、その他の特定共同住宅等
- 平成15年札消指導第939号の複合用途防火対象物における自動火災報知設備の取扱いについてに基づく特例措置

- 消防法施行令第8条第1号区画
- 消防法施行令第8条第2号区画
- 消防法施行規則第12条の2区画
- 消防法施行規則第13条区画
- 消防法施行規則第30条の2区画
- 札幌市火災予防条例第43条第1項第2号区画
- その他

◎ 中間検査

しゅん工検査時に確認が難しいもの（消防上必要な防火区画の施工状況、消防用設備等の配管のしゅん工状況など）については、中間検査等により確認が必要になる場合があります。

詳細は所轄消防署にご確認ください。

※ 下記事項について札幌市公式ホームページに掲載しております。本工事に該当する内容について、ご確認をお願いします。

- ・防火管理者が必要な防火対象物について
- ・住宅用火災警報器等の設置について
- ・コンロを設置する場合の周囲の施工について
- ・一般住宅・共同住宅のレンジフードと排気ダクトの設置について
- ・少量危険物ホームタンク設置基準
- ・液化石油ガス法における指導内容について
- ・非常用（消防隊）進入口の表示について



ホームページはこちら

【ホームページアドレス】

<https://www.city.sapporo.jp/shobo/yobo/sidousyo.html>

【ホームページ内検索方法】

防災・防犯・消防 → 消防・火災予防 → 火災予防 → 消防法令関連 → 確認申請が完了した方へ

第2章 総則

様式4-2

札幌市 令和 年 月 日

消防法関係法令適用通知書

札幌市消防局予防部査察規制課

◎ この建物の消防法令上の用途は、消防法施行令別表第1 () 項 となります。

◎ この建物には、消防法・札幌市火災予防条例に基づき?印の消防用設備等・住宅用防災機器が必要です。
 今回の増改築・用途変更等に伴い、変更を生じる消防用設備等は、印の設備です。

<input type="checkbox"/> 消火器	<input type="checkbox"/> 粉末消火設備	<input type="checkbox"/> 非常警報設備	<input type="checkbox"/> 連結散水設備
<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備	<input type="checkbox"/> 屋外消火栓設備	<input type="checkbox"/> 避難器具	<input type="checkbox"/> 連結送水管
<input type="checkbox"/> スプリンクラー設備	<input type="checkbox"/> 動力消防ポンプ設備	<input type="checkbox"/> 誘導灯	<input type="checkbox"/> 非常コンセント設備
<input type="checkbox"/> 水噴霧消火設備	<input type="checkbox"/> 自動火災報知設備	<input type="checkbox"/> 高輝度蓄光式誘導標識	<input type="checkbox"/> 無線通信補助設備
<input type="checkbox"/> 泡消火設備	<input type="checkbox"/> ガス漏れ火災警報設備	<input type="checkbox"/> 消防用水	<input type="checkbox"/> 住宅用防災機器
<input type="checkbox"/> 不活性ガス消火設備	<input type="checkbox"/> 漏電火災警報器	<input type="checkbox"/> 排煙設備	<input type="checkbox"/> その他
<input type="checkbox"/> ハロゲン化物消火設備	<input type="checkbox"/> 消防機関へ通報する火災報知設備		

()

◎ 上記消防用設備等のうち、下線付きのものは、工事着手の10日前までに工事整備対象設備等着工届出書にて所轄消防署長に届け出なければなりません。(平成10年3月30日付け、札幌指導第863号中「軽微な工事の取扱いなど、消防用設備等に係る届出の簡素化について」に規定する工事を除く。)

◎ この建物は印の届出書にて所轄消防署長に届出を行い、検査又は調査を受けなければなりません。
 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書【工事完了後4日以内】
 防火対象物使用開始(内容変更)届出書【使用開始の4日前まで】

◎ この建築物は印の届出書にて所轄消防署長に届出を行い、必要に応じて検査又は調査を受けなければなりません。

<input type="checkbox"/> 防火管理者・防災管理者選任届出書	<input type="checkbox"/> サウナ設備設置(変更)届出書
<input type="checkbox"/> 消防計画作成(変更)届出書	<input type="checkbox"/> ヒートポンプ冷暖房機設置(変更)届出書
<input type="checkbox"/> 少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱設置届出書	<input type="checkbox"/> 危険物製造所等設置許可申請書
<input type="checkbox"/> 炉・厨房設備・ボイラー設置(変更)届出書	<input type="checkbox"/> 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始届出書
<input type="checkbox"/> 変電・燃料電池・発電・蓄電池設備設置(変更)届出書	<input type="checkbox"/> 届出書 液化石油ガス設備工事届出書
<input type="checkbox"/> 給湯湯沸設備・温風暖房機設置(変更)届出書	<input type="checkbox"/> その他 ()

※ 各種届出書の様式は札幌市公式ホームページからダウンロードできます。
 ※ 一部の届出につきましては、電子申請も可能です。

【ホームページアドレス】
<http://www.city.sapporo.jp/shobo/yoshiki/top.html>

【ホームページ内検索方法】
 札幌市公式ホームページ → 防災・防犯・消防 → 消防・火災予防 → 申請・届出

ホームページはこちら



◎ この建物は印の点検結果について所轄消防署に報告しなければなりません。
 設置された消防用設備等については、定期的に点検を行い、その結果を(1年又は3年)に1回、所轄消防署長に報告してください。
 防火対象物定期点検報告の対象ですので、その結果を1年に1回、所轄消防署長に報告してください。
 防災管理点検報告制度の対象ですので、その結果を1年に1回、所轄消防署長に報告してください。

◎ この建物は、次の事項に留意してください。(印のもの)

<input type="checkbox"/> 小屋裏、天井裏等に設置された感知器を維持管理するため、適当な位置に点検口等を設けてください。
<input type="checkbox"/> バルコニーに設ける避難ハッチは、仕切板等及びハッチ相互間の距離を60cm以上離してください。
<input type="checkbox"/> 住戸等の外壁に設ける開口部は、他の住戸等の開口部から、直上90cm、水平90cm以上離すこと。
<input type="checkbox"/> この防火対象物(<input type="checkbox"/> 全体 <input type="checkbox"/> 部分)に使用されるカーテン・じゅうたん等は防災処理が必要です。
<input type="checkbox"/> 火災予防条例の規定により、店舗等の部分は避難通路を有効に保有しなければなりません。
<input type="checkbox"/> 火災予防条例第59条の2の規定により、各階に避難経路図の掲示と携帯用電灯の設置が必要です。

◎ この建築物は、同意後、建築基準法施行規則第3条の2に規定する変更を行った場合、消防用設備等・住宅用防災機器の変更が生じる場合があります

(裏面へ)

